

資料 1 決算参考資料の説明

国民健康保険特別会計について（用語等の説明）

国保が負担する経費には、大別して 3 つの区分があります。

1 つ目は、「保険給付費」です。

これは、医療機関等に診療の報酬として支払う「療養給付費」や、補装具などの作成後に被保険者に保険分を支払う「療養費」、そして、一定以上の医療費負担を支給する「高額療養費」のほか、出産や葬祭費用の支給に係る経費です。

2 つ目は、「後期高齢者支援金等」です。

これは、平成 20 年 4 月より施行された、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担をするための経費です。

3 つ目は、「介護納付金」です。

これは、40 歳以上 65 歳未満の「介護保険第 2 号被保険者」に係る介護保険料相当額を、他の健康保険と同様に国保でも徴収し、介護保険事業に支払うための経費です。

次に、国保の保険給付費には、「一般分」と「退職分」の 2 種類があります。

「退職分」とは、

- ① 65 歳未満の被保険者
- ② 厚生年金や共済年金などの受給権を持つ（現役時代に一定の期間以上、企業等に勤めていた）方と、その方に扶養されている方

を「退職被保険者」と言い、その方々の医療費の国保負担分を、現役時代の健康保険（診療報酬支払基金）が負担するもので、「退職者医療制度」と言います。

このため、「一般分」は、「退職分以外のもの」となります。

平成 22 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 22 年度の収支については、21 年度と比較し、歳入面で、国庫支出金、共同事業交付金がそれぞれ約 2 億 7,700 万円、6,760 万円の減となっていますが、前期高齢者交付金が約 3 億 1,580 万円の増、繰越金が約 1 億 5,820 万円の増などにより、全体で約 1 億 2,210 万円の増となっています。

歳出面では、保険給付費が約 5,500 万円の増、一般会計繰出金が約 1 億 7,200 万円の増などにより全体で約 2 億 1,220 万円の増となっています。

22 年度は、20 年度から 21 年度にかけて高額療養費を中心に大幅に増加した医療費の動向を踏まえ、支出の急増を見通しておりましたが、幸いこれを下回ったことなどにより、財政悪化に一定の歯止めがかかった状況です。

結果としまして、歳入総額 32 億 5,856 万 7,297 円に対し、歳出総額は 30 億

8,847万3,625円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は1億7,009万3,672円となり、この額は、23年度に繰越します。

また、22年度において財政調整基金から生じた利子123,449円と任意積立3,641万9,551円の計3,654万3,000円を基金に積立て、22年度末の国保財政調整基金残高は7,651万7,239円となっています。

平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算（参考資料）の説明

1ページのA表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数などを年度別に示したものであります。

平成22年度末の世帯数は4,496世帯、被保険者数は8,200人で、前年度と比較し、世帯数、被保険者数とも微増となっています。

国保加入率は、世帯数は町全体の約1/3(35.67%)、人口では約1/4(23.81%)となっています。

平成22年度の特徴としましては、平成22年度末の退職被保険者数が795人と前年度末と比較し71人増加しておりますが、年間平均では前年度と同じ780人となっています。高齢化の進展に伴い、団塊世代の方の加入者が増加しているものと考えられます。また、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者も前年度末に比べて108人増加しております。景気低迷による現役世代の失業者、転職者の増加が懸念されます。

2ページ、3ページのB表は、国民健康保険事業の収支状況であります。

2ページの収入から説明いたします。

国民健康保険税は、世帯数、被保険者数は前年度と比較して微増となっておりますが、景気低迷により被保険者の所得状況等が悪化しているなどの影響により、国民健康保険税の収入額は、減少しております。

国庫支出金は、約5億2,620万円で、前年度と比較し約2億7,700万円の減となっています。療養給付費等負担金で約1億6,880万円の減、そして、保険者間の財政力に応じて交付される普通調整交付金が8,320万円の減となっています。それぞれ算定の対象経費である医療費は増加しているものの、計算において収入額として差し引かれる前期高齢者交付金（後述）が約3億1,580万円増加したことで、相当額が減少しております。

療養給付費等交付金は、退職被保険者等の療養給付費等に係るもので、交付額は約2億4,000万円で、前年度より約2,250万円増加しております。

対象医療費の見込み額の増によるものです。

前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担

の偏在を保険者間で財源調整するもので、現役世代の加入が多い社会保険よりも、高齢者の加入が多い国保に手厚く配分されます。22年度は約8億7,000万円が交付され、前年度より約3億1,580万円増加しております。

この交付金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で2年後に精算される仕組みとなっております。

制度が始まった20年度の交付金が約3億8,000万円であったのに対し、確定した金額は約5億8,000万円で、約2億円少なく交付されたこととなります。

これは、後期高齢者医療制度の創設等、大幅な制度改正の中で国から示された積算と実績に差異があったことによるもので、差額の約2億円が22年度分の交付金約6億7,000万円と併せて交付されたことで、大幅な増となっております。

※前期高齢者交付金の変遷（P4参照）

県支出金は、約1億220万円で、前年度より約3,420万円減少しております。

国庫支出金と同様、前期高齢者交付金の増加による影響で、普通調整交付金が大幅な減となっております。

共同事業交付金は、約3億910万円で、前年度より約6,760万円減少しております。

この交付金は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出し、対象医療費に応じて交付されるものです。

交付の基準として、レセプト1件当たり80万円を超える医療を対象とする高額医療費共同事業と、30万円を超える医療を対象とする保険財政共同安定化事業の2つの事業があり、実施主体の国保連合会から交付されます。

繰入金は、約1億7,090万円で、前年度より約1,050万円増加しております。

保険基盤安定繰入金のうち、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置に対して、国・県・町がその3/4相当額を負担する保険税軽減分で約1,000万円増加しております。昨今の不況を反映し、保険税軽減額が増加していることによるものであります。

収入の合計は、32億5,856万7,297円で、前年度より約1億2,210万円増加しております。

続いて、3ページの支出について説明いたします。

総務費は、国保事業の運営に係る人件費並びに事務処理に要する物件費で、前年度より約390万円増加しております。主な増加の要因は、会社都合等により失業して国保に加入した「非自発的失業者」に対して保険税の減免措置を行うためのシステム改修委託料157万5千円によるものであります。当該委託料

は全額国庫補助されております。

保険給付費は、約 20 億 6,300 万円で、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて約 3%、金額で約 5,500 万円増加しております。

増加の要因は、一人当たり年間受診件数が 14.58 回に増えたことによる受診率の上昇や、0.19%の診療報酬の改定、そして医療技術の高度化が影響しているものと分析しております。一方で、療養費は前年度並みの水準となり、また、増加の一途であった高額療養費については、前年度を下回る結果となっております。

後期高齢者支援金等は、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、22 年度は約 2 億 5,850 万円を支出し、前年度より約 9,550 万円の減となっております。

この支援金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で 2 年後に精算される仕組みとなっております。

制度が始まった 20 年度の支援金が約 3 億 9,000 万円であったのに対し、確定した金額は約 2 億 9,000 万円で、当時 1 億円多く支出したことになります。

これは、大幅な制度改正の中で国から示された積算と実績に差異があったことによるもので、差額の約 1 億円が 22 年度分の交付金約 3 億 6,000 万円から控除されたことで、大幅な減となっております。

※後期高齢者支援金の変遷 (P5 参照)

前期高齢者納付金等は、後期高齢者支援金等と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ、現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから、国保の負担は少なくなります。22 年度は約 48 万円を支出しております。

※前期高齢者納付金の変遷 (P4 参照)

老人保健拠出金は約 2 万円で、平成 20 年度の後期高齢者医療制度創設に伴う制度廃止に伴い、過去の医療費負担に精算の必要が生じた場合に支払うもので、医療費分の請求が無かったため、前年度より約 840 万円減少しております。平成 22 年度をもって老人保健特別会計が廃止されたことにより、原則として国、支払基金からの通知が無い限り支出の見込みはありません。

介護納付金は、約 1 億 3,470 万円で、前年度より約 1,090 万円増加しております。40 歳以上 65 歳未満の「介護保険第 2 号被保険者」の加入者の増加と、1 人当たり負担額の増加によるものです。

※介護納付金の変遷（P5 参照）

共同事業拠出金は、約 3 億 1,920 万円で、高額医療費共同事業として約 4,850 万円、保険財政共同安定化事業として約 2 億 7,000 万円をそれぞれ拠出しており、前年度より約 3,100 万円増加しております。

高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出するもので、レセプト 1 件 80 万円を超える医療を対象とした高額医療費共同事業に対する拠出額は、前年度より約 1,015 万円増加し、レセプト 1 件 30 万円を超える医療を対象とした保険財政共同安定化事業に対する拠出額は、前年度より約 2,080 万円増加しております。

保健事業費は 1,269 万円で、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年度から保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費であり、前年度より約 293 万円増加しております。本年度は、1,438 名の被保険者が特定健診を受診され、そのうち 126 名に特定保健指導を実施しております。前年度と比べて、受診者が約 200 名、受診率は 3.5% 増の 25.3% となっております。

支出の合計は、30 億 8,847 万 3,625 円で、前年度より約 2 億 1,220 万円増加しております。

歳入歳出収支差引額は 1 億 7,009 万 3,672 円で、平成 23 年度に繰り越します。

続きまして、4 ページですが、収入状況でご説明しました前期高齢者交付金の変遷と、支出状況でご説明しました前期高齢者納付金であります。

交付金、納付金ともに、22 年度より 20 年度の精算が始まり、22 年度本年度概算額①に 20 年度の精算額 ④（②－③）と調整金額 ⑤を加算した額を収入・支出しております。

20 年度の精算額が多くなった理由は、後期高齢者医療制度の創設等、大幅な制度改正による影響により、概算交付金額の積算方法について、国からの事前通知による積算と実際の積算方法に差異があったことによるものです。

22 年度以降の概算金額が安定化すれば、24 年度以降の額も安定し、このような大幅な精算とはならない見込みであります。

次に、5 ページの後期高齢者支援金と介護納付金の変遷であります。

後期高齢者支援金につきましては、前期高齢者交付金・納付金と同様、平成 20 年度に新たに創設されたものであり、概算・精算の方法も同じであります。

介護納付金につきましては、平成 12 年度の介護保険制度創設時より引き続きもので、概算・精算の方法は同じですが、精算額が安定しているため、他に比

べて支出額の見通しは容易になっております。

6 ページの保険給付状況（C表）は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等・療養費は、件数・費用額・保険者負担分とも増加しておりますが、高額療養費は、件数は増加しておりますが、保険者負担分は若干減少しております。

7 ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

入院においては、件数・日数は若干の減となっているものの、費用額は増となっています。高度医療化により1件当たりのレセプトの点数が伸びているものと考えています。入院外、歯科、調剤、訪問看護においては、件数・日数・費用額とも前年度と増加となっております。費用額全体では、前年度より約6,750万円増加しております。

8 ページは、一般被保険者に係る前年度給付状況との対比であります。6 ページC表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

9 ページの保険給付状況（F表）は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

退職被保険者等の数は前年度と変わりませんが、療養の給付等、療養費においては、件数・費用額・保険者負担分とも若干減少しております。高額療養費においては、件数・保険者負担分とも若干増加しております。

10 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

入院外の費用額、調剤の件数・費用額は増加しておりますが、一般被保険者と同様、入院の日数、件数が減少しております。

11 ページは、退職被保険者等に係る前年度給付状況との対比であります。9 ページF表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

12 ページは、保険・医療給付状況について、1件当たりの費用額、1人当たりの費用額、1件当たりの日数をそれぞれ表示しております。

一般分は、1件当たりの費用額、1人当たりの費用額とも、入院、入院外、歯科とも伸びておりますが、高額療養費は若干下がっております。

退職分は、1件当たりの費用額、1人当たりの費用額とも入院外で伸びてお

りますが、その他については前年度と同程度か微減となっています。

また、1件当たりの日数は、一般分の入院を除き、前年度と同程度か微減となっています。

13 ページは、国民健康保険税の収納状況です。

一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分・後期高齢者支援分及び介護分を合わせた収納額、収納率を表しております。

一般分と退職分を合せた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は73.4%で、前年度より1.1%下がっております。

一般分では、現年分は90.0%、滞納繰越分は19.0%となり、前年度より若干収納率が上がっておりますが、これは、収納率算定の分母となる調定額と収納額の変動幅の関係によるもので、計では1.6%の減となっています。

退職分では、現年分で1.9%の増、滞納繰越分で1.1%の減の計2.3%の増となっています。

短期被保険者証の交付等による滞納整理及び個別徴収強化と被保険者の納税意識の高揚に努めた結果、滞納繰越分の収納率は合計で0.4%、金額で約540万円増加しましたが、昨今の不況の影響もあり、現年分の収納状況が悪化し、全体として前年度を下回っております。

14 ページ以降は、13 ページの保険税の内訳としまして、14 ページに医療分、15 ページに後期高齢者支援分、16 ページには、介護分の収納額、収納率を表示しております。

現在、国において平成26年3月を目処に高齢者のための新たな医療制度について検討されており、その動向を注視するとともに、今後、ますます医療費の増大が予想される中で、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら取り組んでいきます。